

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良県環境影響評価条例施行規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

- 一 奈良県環境影響評価条例施行規則（平成十一年六月奈良県規則第十二号）別表第一の備考（5）

- 二 奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）第十五条第六十九号

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和六十一年十二月奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第二条の表以外の部分中ただし書を削り、同条の表中

「
省令第十一条の第二十項
省令第十五条第七項

「
省令第十一条の第二十項
省令第十三条の九第七項
省令第十五条第七項
を
に、
「
省令第四十二条第六項
」

省令第十九条の九第五項

を
省令第四十二条第六項
省令第四十六条の二第六項

に、
法第九条第九項

を

法第九条第九項

法第十四条の二第九項の規
定により読み替えて適用す
る法第九条第九項

に、
法第三十五条第八項

法第三
法第三

十五条第八項
十八条の二第七項

に、
省令第十一条の二第七項

省令第十一
省令第十九条

の二第七項
の九第三項

に、

法第十五条第四項

指定猟法許可申請書

法第十四条の二第九項の規
定により読み替えて適用す
る法第九条第八項

指定管理鳥獣捕獲等事業
付申請書

法第十五条第四項

指定猟法許可申請書

法第十八条の三第一項

鳥獣捕獲等事業認定申請

法第十八条の七第一項

鳥獣捕獲等事業変更認定

第五号様式

を

請書	届出書	変更届出書	申請書	書		従事者証交
第五号様式の	五 第五号様式の	四 第五号様式の	三 第五号様式の	二 第五号様式の	第五号様式	二 第四号様式の

に、

「

法第三十五条第四項	特定猟具使用制 獲等承認申請書
-----------	--------------------

法第十八条の八第二項	認定の有効期限の更新申
法第十八条の七第四項	認定鳥獣捕獲等事業廃止
法第十八条の七第三項	鳥獣捕獲等事業認定事項

限区域における捕	第十二号様式
----------	--------

を

法第三十五条第四項	特定猟具使 獲等承認申
法第三十八条の二第二項	麻醉銃猟許

用制限区域における捕 請書	第十二号様式
可申請書	第十二号様式 の二

に、

「省令第十一条の二第九項

を

「
省令第十一条の二第九項
省令第十三条の九第六項

に、

「省令第四十二条第五項

を

省 省

令第四十二条第五項

に改める。

令第四十六条の二第五項

「
第四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員
」に改める。
第一号様式（その一）を次のように改める。

第 1 号様式（その 1）（愛がん飼養目的以外）（第 2 条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）
職 業
生年月日

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

鳥獣捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項（第 8 項）の規定により関係書類を添えて申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
鳥獣の捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 号に規定する場所等において捕獲等又は採取等を行おうとする場合にあってはその旨	
狩猟免許を受けている場合は当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日	
（銃器を使用して捕獲等する場合） 銃猟・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

- 注 以下の書類を添付すること。
- 1 複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合又は法人申請の場合は、鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿（別紙）
 - 2 捕獲等又は採取等をしようとする事由の証明書
 - 3 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
 - 4 捕獲等又は採取等の方法を明らかにした図面
なお、麻酔銃を使用する場合は、使用薬名及び施用量を添付図面に記載すること。
 - 5 学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合は研究の事項及び方法を記載した書類

別紙

鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿

法人又は団体名

連番	住 所	職 業	氏 名	生年月日	印	狩 猟 者 登 録			猟銃・空気銃 所持許可証		許可番号 ※	備 考
						種別	番 号	交付年月日	番 号	交付年月日		

注 ※印の箇所は、申請者は記入しないこと。

第三号様式(の二)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」を定める。

第三号様式(の二)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項、第7条第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条若しくは第65条第10項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(第7条第13項・第7条第14項・第11条の2第10項・第13条の9第7項・第15条第7項・第19条の9第5項・第20条第6項・第24条第6項・第42条第6項・第46条の2第6項・第50条・第65条第10項)」並びに「10 承認証(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認)」「11 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証」

12 鳥獣捕獲等事業認定証 13 麻酔

第三号様式(の二)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を定める。

銃猟許可証」

第三号様式を次のように改める。

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住 所 （主たる事務所の所在地）

名称及び代表者氏名 ㊟

従 事 者 証 交 付 申 請 書

下記のとおり、従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 8 項の規定により申請します。

記

捕獲等又は採取等に係る許可証の番号												
連番	住 所	氏 名	職業	生年月日	印	狩 猟 者 登 録			猟銃・空気銃 所持許可証		許可 番号 (*)	備考
						種別	番 号	交 付 年月日	番 号	交 付 年月日		

注 （*）印の箇所は、申請者は記入しないこと。

第五節 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 9 項、第15条第 7 項、第19条第 6 項、第21条第 2 項において準用する法第19条第 6 項、第24条第 6 項、第35条第 8 項、第46条第 2 項若しくは第61条第 5 項又は同法施行規則第11条の 2 第 7 項若しくは第65条第 4 項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第 9 条第 9 項・第14条の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用する同法第 9 条第 9 項・第15条第 7 項・第19条第 6 項・第21条第 2 項において適用する同法第19条第 6 項・第24条第 6 項・第35条第 8 項・第38条の 2 第 7 項・第46条第 2 項・第61条第 5 項・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第11条の 2 第 7 項・第19条の 9 第 3 項・第65条第 4 項）」と「10 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認）」「11 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証」「12 鳥獣捕獲等事業認定証」「13 麻酔銃猟許可証」

「

亡失
亡失

」

を

「

失、滅失等の事情

」

年 月 日	年 月 日
した事情	

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第 4 号様式の 2 （第 2 条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者の主たる 事務所の所在地	(〒) 電話番号 ()
申請者 の名称	
申請者の代 表者の氏名	(記名押印又は署名)

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

下記のとおり、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用する同法第 9 条第 8 項の規定により申請します。

記

指定管理鳥獣捕獲等事業 の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業 の実施区域	
従事者の住所、氏名、職 業及び生年月日	別紙のとおり

別紙

指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	※銃器を使用する場合			備 考
					所持許可 番 号	許可年月日	銃砲の種類	

注 ※については、銃器を使用する場合は、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲について記載し、銃砲の種類欄には散弾銃（ライフル銃の場合にあってはその旨）、空気銃等の別について記載すること。

第五号様式 中 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び
管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の次に次の五様式を加える。

第5号様式の2（第2条関係）（表面）

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者の住所	(〒) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

鳥獸捕獲等事業認定申請書

鳥獣捕獲等事業が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、同法第18条の3第1項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 4 ツキノワグマ 6 その他（	2 イノシシ 5 ニホンザル	3 ヒグマ)
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類			
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類			
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類			
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名			
	捕獲従事者	別紙のとおり		
	安全管理体制			
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無		
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識				
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施				

第5号様式の2（第2条関係）（裏面）

- 注 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許）を記載すること。
 - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
 - (4) 夜間銃猟をする場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。
- なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。
- なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類とし、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 添付書類は、知事が必要と認める書類とする。

捕獲從事者名簿

[illegible]

奈良県知事 殿

申請者の住所	(〒) 電話番号 ()
申請者の名称	
申請者の代表者の氏名	(記名押印又は署名)

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更の認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により申請します。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定日		

年 月 日

奈良県知事 殿

認定証番号	
認定証交付年月日	
住 所	(〒) 電話番号 ()
名 称	
代表者の氏名	(記名押印又は署名)

鳥獣捕獲等事業認定事項変更届出書

下記のとおり、変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

記

変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更日又は 変更予定日		

注 1 申請者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、申請者の住所及び名称を記載し、代表者の氏名欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄には、変更前及び変更後の内容を記載すること。

2 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。

年 月 日

奈良県知事 殿

認定証番号	
認定証交付年月日	
住 所	(〒) 電話番号 ()
名 称	
代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

下記のとおり、認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

記

廃止した日	
-------	--

第 5 号様式の 6 (第 2 条関係) (表面)

年 月 日

奈良県知事 殿

認 定 証 番 号	
認定証交付年月日	
認定証を交付した 都道府県知事名	
申 請 者 の 住 所	(〒) 電話番号 ()
申 請 者 の 名 称	
申請者の代表者の 氏 名	(記名押印又は署名)

認定の有効期間の更新申請書

認定の有効期間の更新をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1 ニホンジカ 4 ツキノワグマ 6 その他（	2 イノシシ 5 ニホンザル	3 ヒグマ)
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類			
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類			
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類			
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名			
	捕獲従事者	別紙のとおり		
	安全管理体制			
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無		
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識				
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施				
研修の実施状況				

第 5 号様式の 6（第 2 条関係）（裏面）

- 注 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃・空気銃・わな・網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
 - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許）を記載すること。
 - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄を記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
 - (4) 夜間銃猟する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。
なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
 - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。
なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類を指し、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 添付書類は、知事が必要と認める書類とする。

別紙

捕獲從事者名簿

[illegible]

第六号様式から第十号様式までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に始まる。

第十一号様式中「損失を」や「損失が」と「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に始まる。

第十二号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に始まる同様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式の2（第2条関係）（表面）

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所	(〒) 電話番号 ()
氏 名	(記名押印又は署名)
職 業	
生年月日	年 月 日生

麻 酔 銃 猟 許 可 申 請 書

下記のとおり、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

記

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕 獲 の 期 間	
捕 獲 の 区 域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危 害 の 防 止 の た め の 措 置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

第12号様式の2（第2条関係）（裏面）

- 注 1 住居集合地域の麻醉銃猟については、この許可申請のほかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づく許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条に基づく危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。
- 2 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 3 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえて、当該住居集合地域で実施しなければならない理由や、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻醉銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。
- 4 捕獲等の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図等を添付すること。
- 5 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。
- 6 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたい者が複数いる場合は、麻醉銃猟許可申請者名簿（別紙）に記載すること。

別紙

麻醉銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣 の種類及び数 量	麻醉銃の所持許可証		※人命救助等に従事 する者届出済証明書		備 考
						所持許可 番 号	交付年月日	届出済証明 書の番号	交付年月日	

注 ※については、麻醉銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合に記載する。

第十三号様式（表面）中

住所	
(〒)	

住所	
(〒)	
電話番号	
日中の連絡先	

を

眼鏡・補聴器等の 使用	
----------------	--

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」

法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

銃十回中幾回か（概算）で「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「銃砲刀剣類所持等取締法」や「銃砲刀剣類所持等取締法」

銃十回中幾回か「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項若しくは第61条第4項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第46条第1項・第61条第4項）及び「又は同法施行規則第7条第11項、第7条第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項若しくは第42条第5項」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項・第7条第12項・第11条の2第9項・第13条の9第6項・第15条第6項・第20条第5項・第

24条第5項・第42条第5項・第46条の2第5項）」
「9 承認証（対象狩猟鳥獣

の捕獲等の承認）」
9 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認）

の捕獲等の承認）」
10 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証

11 麻酔銃猟許可証

の次に次のように加える。

3 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録を受けた者が、当該登録に係る狩猟期間中において認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でなくなったときは、変更内容の変更後の欄にその旨を記載すること。

第十五号様式（表面）中

住所	(〒)
----	------

住所	(〒)
電話番号	
日中の連絡先	

を

眼鏡・補聴器等の使用	
------------	--

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

わ	な
---	---

法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、

系

を

網 1 狢

2 わな

網 1 狢

2 わな

獵網

おな 2 わな

あなた

に、

知識技能

適性試験の免除

を

に改める。

第十五号様式（裏面）中

種類別の免許

免許の種類

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場

を

	どの確認（確認がなされている場合
	適性の確認
	☐

合において、狩猟について必要な適性を有することは、適性の確認欄の□にシ印を付けること。）

「銃砲刀剣類所持許可等取

締法」や「銃砲刀剣類所持等取締法」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第3条申請日以前3ヶ月の間に発行された住民票の写し」や第4条（4）において、適性の確認がな当該従事者について、狩猟についてる書面を添付すること。

た住民票の写し
されている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が必要な適性の確認をした旨の指定の様式による。

第十六号様式を次のように定める。

		※登録番号					
		※狩猟の免許					
		※損害の賠償					
		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無					
		※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別					
※整理番号				※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別			
狩 猟 者 登 録 申 請 書							
奈良県知事 殿				写 真 申請前6ヶ月以内 無帽、正面 上3分身、無背景 縦3.0cm、横2.4cm			
年 月 日							
ふりがな							
氏 名		④					
生 年 月 日							
住 所		(〒)					
電 話 番 号		眼鏡・補聴器等の使用					
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定に読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。							
記							
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日、狩猟免状の番号及び所持する免許の種類							
網 猟	1 網	都道府県知事名	知事	狩猟免状交付年月日	年 月 日	狩猟免状番号	号
わな 猟	2 わな	都道府県知事名	知事	狩猟免状交付年月日	年 月 日	狩猟免状番号	号
第 1 種 銃 猟	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免状交付年月日	年 月 日	狩猟免状番号	号
	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類 ・ 第1種銃猟免許 ・ 第2種銃猟免許					
第 2 種 銃 猟		都道府県知事名	知事	狩猟免状交付年月日	年 月 日	狩猟免状番号	号
(2) 狩猟をしようとする場所							
1 県の区域全部 2 放鳥獣猟区の区域							
(3) 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当の□にレ印を付ける。）							
☐ 第7号（許可捕獲等をした者）に該当 ☐ 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当 ☐ 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当 ☐ いずれにも該当しない							
				支 部 名			

訂正印



(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別				
1 対象鳥獣捕獲員 2 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()		
(5) 免許の効力の停止の有無（ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止期間を記載すること。）				
免許の効力の停止の有無		停止の期間		年 月 日から 年 月 日まで
(6) 銃猟・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟又は第2種銃猟の場合）				
第1種銃	ライフル銃	銃猟・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日
	散弾銃			
	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）			
第2種銃	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）			年 月 日
(7) 施行規則第67条の要件に関する事項				
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				
(8) 職業				
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者				
5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者				
9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者				
13 分類不能の職業 14 無職				
記載上の注意事項 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 3 (1)は狩猟免許の種類及び該当番号を、(2)は該当番号を○で囲むこと。 4 (4)は、該当番号を○で囲み、かつ、対象鳥獣捕獲員である場合は所属している市町村の名称を記載すること。 5 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。 6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。				
添付書類 1 施行規則第67条の要件を備えていることの証明書 2 写真2枚（6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上3分身、無背景で縦3.0cm、横2.4cmのもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。） 3 対象鳥獣捕獲員が狩猟者登録を申請する場合は、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則第2条第2項の証明書				
区 分				狩 猟 税
1号 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次に掲げるもの ア 当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要する者 イ 当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）				円
2号 第1種銃猟免許に係る狩猟者の免許を受ける者で1号のア又はイに該当する者以外の者（別途証明書添付のこと。）				円
3号 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で1号のア又はイに該当するもの				円
4号 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で1号のア又はイに該当する者以外のもの（別途証明書添付のこと。）				円
5号 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者				円
狩猟税証紙貼り付け欄				

訂正印



※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
-----------------	--

※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別	
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

住 所

(〒)

住 所	(〒)
電話番号	

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める。

第十七号様式（裏面）及び第十八号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に定める。

（奈良県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則の一部改正）

第三条 奈良県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成十二年六月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。